

(電子支払カードサービスに関する日本国政府とチリ共和国政府との間の書簡  
(仮訳))

(チリ側書簡)

サンティアゴ、チリ、2018年3月6日

チリ共和国駐在

日本国特命全権大使 平石好伸閣下

本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の署名に関連して、チリ共和国（以下「チリ」という。）政府及び日本国政府が、2016年2月4日にニュージーランドのオークランドで署名され、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成す環太平洋パートナーシップ協定の第11章（金融サービス）附属書11-B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）の規定について次の了解を共有することを確認する光栄を有します。

チリ及び日本国は、支払カード取引のための電子支払サービスの提供について適用されるチリの法令であって、この書簡の日付の日に効力を有するものが第11章（金融サービス）附属書11-B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）に定める約束に従っていることを了解する。したがって、同節のいかなる規定も、チリに対し、支払カード取引のための電子支払サービスの提供について適用される法令を修正することを求めるものではない。

本大臣は、更に、この書簡及び貴使の返簡が、チリ共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

チリ共和国外務大臣  
エラルド・ムニョス・バレンスエラ

(日本側書簡)

サンティアゴ、チリ、2018年3月6日

チリ共和国外務大臣

エラルド・ムニョス・バレンスエラ閣下

本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(チリ側書簡)

本使は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

チリ共和国駐在  
日本国特命全権大使 平石好伸